

第24回 協同労働

日本総合研究所 創発戦略センター
スペシャリスト 小島 明子

2022年10月から労働者協同組合法が施行される予定です。労働者協同組合は民間の営利企業と違い、非営利組織であることから、さまざまな地域課題の解決ができる労働者の新たな働き方としても注目されているようです。日本労働者協同組合連合会のウェブサイトには、協同労働に関する活動事例やセミナー情報などが掲載されています。新型コロナウイルスの影響による雇用情勢の変化もある中で、少しでも多くの労働者が働きやすい環境づくりが大切だと考えます。(編集部・20歳代男性)

1. はじめに

第23回では、「ボランティア活動」について取り上げました。今後、多くの企業で多様な働き方が推進されれば、ボランティア活動に参加できる機会も増えると考えます。2022年10月には労働者協同組合法の施行が予定されています。労働者協同組合を設立し、「協同労働」という働き方を通じて、地域社会へ貢献する方も出てくると考えます。そこで第24回は、「協同労働」について取り上げます。

2. 労働者協同組合法が施行された背景

2020年12月に労働者協同組合法が成立し、2022年10月の施行が予定されています。労働者協同組合法の施行によって、「協同労働」の理念を持つ団体のうち、同法の要件を満たす団体は、労働者協同組合として法人格を得ることができるようになります。「協同労働」とは、働く人が自ら出資し、運営に関わりつつ事業に従事するという働き方です。協同労働に関わる人たち（組合員）は、組合を組織し、組合の「出資」「経営」「労働」の全てを担うことになりま

す。

1998年には、特定非営利活動促進法が衆議院にて可決・成立しⁱ、特定非営利活動法人（NPO法人）として法人格を取得することができるようになりました。しかし、この段階において、労働者協同組合は法制化の対象とはならず、「協同労働」の理念を持って活動していた団体は、NPO法人や企業組合といった既存の法人格を利用し、または任意団体として活動せざるを得ませんでした。NPO法人は出資ができない、企業組合は営利法人である、任意団体は契約の主体になれないなど、「協同労働」の実態に合う法人格がない状況が続いていました【図表1】。

労働者協同組合法の施行によって、このような課題が解消されることが期待されます。

3. 「協同労働」という働き方が広まる意義

では、労働者協同組合法が施行され、「協同労働」という働き方が広がることは、社会にとってどのような意義があるのでしょうか。労働者協同組合法の目的（1条）ⁱⁱを踏まえると、三つの意義があると考えます。

一つ目に、地域課題の解決が挙げられます。「協同労働」は、地域社会で必要とされる仕事

i <https://www.npo-homepage.go.jp/about/seidokaisei-keii/sokushinhou-koremade>

〔図表 1〕 労働者協同組合、企業組合、特定非営利活動法人の違い

	労働者協同組合	企業組合	特定非営利活動法人
事業	労働者派遣事業を除く事業	制限なし	20分野の特定非営利活動 その他の事業
活動	非営利	営利	非営利
設立	準則主義	認可主義	認証主義
発起人数	3人以上	4人以上	1人以上
設立時の組合員（社員）数	3人以上	4人以上	10人以上
組合員（社員）資格	個人	個人・特定組合員（法人）	個人・法人
出資	○	○	×
根拠法	労働者協同組合法	中小企業等協同組合法	特定非営利活動促進法

出所：福田隆行・小島明子「人事担当者が知っておきたい労働者協同組合法」労務事情2021.10.15 No.1435 30頁

を担い、地域課題を解決することを主たる目的としているため、「協同労働」が広がることで、地域課題の解決や地域の活性化につながる流れが期待されます。既に、介護や高齢者福祉センターの運営、保育園・児童館の運営、若者・障害者・生活困窮者の自立就労支援、居場所づくりに関する事業などを「協同労働」の理念を持って行っている団体が存在していますがⁱⁱ、労働者協同組合法が施行されることで、このような活動を行う団体は増えると考えます。

二つ目に、多様な人材の活躍が挙げられます。子育てや介護等の事情、障害、病気を持っていることを理由に、活躍の場が十分に得られない方もいます。「協同労働」では、働き方や担当する仕事内容を含めて、組合員同士が話し合っ

て決められます。加えて、組合員同士の協力関係が重視されているため、多様な働き方がしやすくなるといえます。「協同労働」を実践することで、多様な人材が活躍できる場が増えていけば、雇用機会の創出にもつながることが期待できます。

三つ目に、主体的な働き方を実現できることが挙げられます。「協同労働」では、組合の経営方針や運営の仕方など、組合員が話し合っ

ていくことが期待されます。

労働者協同組合法の施行をきっかけに、労働者協同組合や「協同労働」という働き方が社会に認知され、労働者協同組合への参加、あるいは、労働者協同組合という組織の枠にとどまらず、「協同労働」という働き方の概念が広がっていくことが期待されます。

4. 中高年男性の活躍の場

2021年4月には、改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業確保措置が努力義務となり、企業によっては、正規雇用および管理職の多くを占める中高年男性の活躍の在り方を考えているところもあります。

日本総合研究所「東京圏で働く高学歴中高年男性の意識と生活実態に関するアンケート調査結果（報告）」によれば、副業・兼業に賛成している中高年男性は、約8割（「非常に賛成している」（23.9%）、「やや賛成している」（53.5%））に上ることが明らかになっています。副業に賛成する理由としては、「収入確保の手段の多様化につながる」（48.1%）、「今まで培ってきた専門性を活かせる」（46.2%）という回

ii 「各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」

iii 「協同ではたらくガイドブック―入門編―」一般社団法人協同総合研究所

答が多く、新たな収入確保や専門性の活用等を理由に、副業・兼業にチャレンジしたい中高年男性が多いことが分かります。

実際に副業・兼業を希望する日数・時間（給与が削減されるという前提）としては、「関心があり、週1日程度は副業・兼業を行いたい」（24.7%）が最も多く、「関心があり、週2日程度は副業・兼業を行いたい」（19.7%）、「関心があり、週3日程度は副業・兼業を行いたい」（6.0%）を合わせると、全体の約半数の中高年男性が、業務時間および給与を削減してでも副業・兼業を行いたいという希望を持っていることが分かります。給与減額の許容割合としては、最も多いのが「0%～10%未満」（38.8%）で、「10%～20%未満」（25.1%）、「20%～30%未満」（18.6%）と続いており、減額割合が多くなるにしたがって、許容できる人の割合は少なくなっています。しかし、多少の減額は許容してでも、将来に向けて、副業・兼業にチャレンジしたいという中高年男性がいることが分かります。

このことから、副業・兼業が解禁されれば、社外でも活躍したいという意欲を持った中高年

男性が多く存在することが指摘できます。このような中高年男性の意識を前提とすれば、労働者協同組合は、副業・兼業を行う先の新たな選択肢になるとともに、中高年男性の社外での活躍の場になると考えます。企業にとっては、自社の従業員が労働者協同組合の活動を通じて間接的に地域社会に貢献できれば、SDGs支援にもつながるといえるのではないのでしょうか。

5. 最後に

海外では、スペインのバスク州に本拠地を置くモンドragon協同組合^{iv}の歴史が長く、世界各国で企業や工場を展開しています。そのビジネス規模は、バスク州では1位、スペイン全体では10位で、事業高は約1兆4900億円（2020年）に上ります。労働者協同組合法の施行によって、「協同労働」という働き方の広がりとともに、さまざまな事業を行う労働者協同組合が出てくることが、国内においても期待されます。

iv <https://www.mondragon-corporation.com/en/>

こじま あきこ 株式会社日本総合研究所 創発戦略センター スペシャリスト。CFP®認定者、1級ファイナンシャル・プランニング技能士。金融機関を経て、株式会社日本総合研究所に入社。環境・社会・ガバナンス（ESG）の観点からの企業評価業務に従事。その一環として、女性を含む多様な人材の活躍推進に関する調査研究、企業向けに女性活躍や働き方改革推進状況の診断を行っている。主な著書に『女性発の働き方改革で男性も変わる、企業も変わる』（経営書院）、『「わたし」のための金融リテラシー』（共著・金融財政事情研究会）、『中高年男性の働き方の未来』（金融財政事情研究会）。

競売不動産評価の理論と実務 第2版

全国競売評価ネットワーク [監修]
A5判・上製・580頁・定価5,390円（税込）

斯界唯一の基本書 待望の第2版

- ◇2006年刊行の初版を全面アップデート。「全国競売評価ネットワーク」監修による、競売不動産評価実務の基本とその留意事項、最新論点等を明らかにした、競売不動産評価の指針
- ◇新たに策定・改定された「競売不動産評価基準」に加え、「敷地権付マンション」や「分離型マンション」の各評価書見本を収録。新しい裁判例や裁判所の運用変更についても詳細に解説
- ◇最新データをもとに8つの高裁ブロックの特徴と傾向等を分析。不動産競売市場の現状^(いま)を明らかに

一般社団法人 金融財政事情研究会 お申込先→株式会社 きんざい 〒160-8520 東京都新宿区南元町19
電話(03)3358-2891(直) FAX(03)3358-0037